

生徒心得

本校生徒は本校の校訓，教育目標に則り，校内及び校外生活において松戸市立松戸高等学校の一員であるとの自覚に立って，日々心身の錬磨に努めよう。

1 一般心得

勉学は生徒の本分である。自発的・計画的に学習すること。あらゆる機会をとらえて知性と教養を高める努力をしよう。

教科以外の教育活動にも積極的に参加し，友情を深め，協力の精神を養い，人格の向上と健全な身体を築きあげよう。

礼儀は人格の現れである。正しい言葉づかいと実直な態度で人に接するよう努力しよう。来客や目上の方に対し礼を欠くことのないよう心がけるよう。また友人，年少者に対しても，その人格を尊重するよう心がけるよう。

友人間の交際は，お互いに明るく有益なものとして節度を守ろう。

常に対話の精神を持ち，問題解決の方法として暴力を用いない。違法・不正行為は排除しよう。

2 校内生活

定められた時刻までに登校する。遅くとも始業5分前には教室に入るよう心がける。

放課になるまでは，HR担任の許可のある場合を除き，外出または下校できない。やむを得ず校外に外出する時は，外出許可証にその理由を明記し，HR担任の許可を得る。

HR担任または教科担任の許可を得た場合を除いて課業を欠席することはできない。

やむを得ない事情で欠席または遅刻するときは，必ず8:10までに保護者が学校へ連絡する。

(年次・クラス・出席番号・理由)

欠席届・忌引届はできるだけすみやかにHR担任に提出する。

遅刻はその都度HR担任に届け出る。

やむを得ず早退するときはできるだけ事前に保護者からHR担任へ届を出し，HR担任の許可を得る。

校舎内では静かにすることを心がけ，学習の妨げにならないよう品位と節度を保つ。

校内では所定の上履きをはき，廊下は右側通行を心がける。授業は原則として制服で受ける，ジャージ姿は原則として体育時のみとする。但し、体育の授業の前後1時間が移動教室の場合該当授業をジャージで受けることを可とする。

責任をもって校舎内外の美化に心がけ，明るく楽しい環境づくりに努める。

教室では喧騒を慎み，清潔整頓に努める。

授業に臨んでは学習に全力を集中する。

学習に関係のない本や物品を持参しない。またゲーム等はしない。

所持品には必ず記名し，保管に十分注意を払う。体育時等には貴重品袋を利用し，教室・部室・更衣室に貴重品を置かない。教室の戸締り・消灯を忘れない。

金品を遺失・拾得したときは、ただちにHR担任または生徒指導部に届け出る。

みだりに金品の貸借をしない。

校内では火気を用いない。

学校の施設・備品の無断使用はしない。

学校の施設・器具は大切に扱う。もし誤って破損したときは、ただちにHR担任または管理責任者に届け出て指示を受ける。原則として弁償する。

生徒会・委員会・部・同好会以外の生徒の会合及び掲示・宣伝・印刷物の配布等は生徒会に願い出て許可を得る。なお効力が校外に及ぶときは校長の許可を得る。

他校生との交歓は顧問教職員を通じ、校長に願い出て許可を得る。

下校時刻を守る。

顧問監督下でない生徒の下校時刻は、午後4時40分とする。一般生徒の下校時刻は、午後4時40分。

下校の際は戸締り・消灯を忘れない。

3 校外生活

教養ある生徒としてふさわしい服装・態度で行動する。

外出に際しては、行き先・目的・同行者等を家族に伝え、無断外泊しない。

夜間の外出は事故の原因となりやすいので、できるだけ控える。午後11時から翌日の午前4時までは「深夜外出」となり、補導の対象となる。

高校生の入場できない、遊興場へは立入らない。

登山・キャンプ・旅行・スキー・スケート等に出かけるときは、あらかじめ保護者とよく相談し、特に危険を伴う登山・スキー等は信頼できる指導者と同行する。

校外で集会・クラス会等を開くときは、HR担任・担当顧問に届け出る。

生徒本人もしくは、家庭に災害・不幸・事故等があったときは、すみやかにHR担任に申し出る。

街頭その他で警察官・補導員等の指導を受けたり、ゆすり・たかり・暴行等を受けたら、ただちにHR担任、生徒指導部に連絡する。

高校生は、法律で飲酒・喫煙は禁じられているので、絶対に「のまない」「すわない」。違法薬物等も使用しない。

アルバイトは原則として認めない。特別な事情でやむを得ず行う場合は、HR担任と相談の上、「アルバイト許可願」を提出し、許可を得て行うこと。

運転免許証（自動車・オートバイ・バイク）は卒業まで取得できない。

身分証明書は必ず携帯する。

通学は時間的に余裕をもち、安全を第一に考える。

自宅以外から通学する場合は、保護者がHR担任を通じて校長に届け出る。

4 交通安全

自転車通学について

自転車通学は登録制なので、自転車通学届を生徒指導部に提出し、配布されたステッカーを自

転車の後部に貼ること。

自転車を利用して通学する者は、「自転車保険」に加入すること。

「交通法規」や「ちばサイクルール」を守り、常に安全に心がけること。

「ちばサイクルール」

(1)車道の左側を走行すること。

自転車は車の仲間です。

(2)歩行者を優先すること。

歩道は歩いている人が優先です。「歩道通行可」の区域では歩行者に注意して走ること。

(3)～ながら運転はしないこと。

周りの様子が見えない、聞こえない状態での運転は非常に危険です。

例

① 傘差し運転禁止（雨合羽を着用すること

② スマホ・携帯電話を使いながらの運転禁止

③ イヤホン・ヘッドホンを使いながらの運転禁止

(4)交差点では安全確認。

自転車事故の半数以上は、交差点で発生しています。交差点を通る時は、信号・標識を守るのはもちろん、徐行や一時停止をして、安全を十分確かめること。

(5)夕方からライトをつけること。

自転車のライトは前方を照らすだけでなく、車などに自分の位置を知らせるためのものでもある。

上記以外で特に気を付ける「交通ルール」

・信号無視をしない。

・青信号でも左右を確認する。

・並列走行をしない。

・2人乗りをしない。

・ヘルメットの着用に努める。

自転車は指定されたクラスの駐輪場所に奥の方から順序よく置くこと。通路や他のクラスの場所には絶対に置かないこと。

・鍵は必ずかける。

・自転車の整備に心がける。

ハンドル、ブレーキ、空気圧、ライト、鍵等は常に完全な状態にしておくこと。なお、変型自転車の使用は認めない。

(電車・バス通学について)

電車・バス等の乗物内では他の乗客の迷惑にならないよう静粛にする。飲食はしない。携帯電話は使用しない。

雨天時には、バスの遅延を考えて、早めのバスに乗るようにする。